

アプリ利用料に関する収納代行特約

第1条 (総則)

本特約は、SB ペイメントサービス株式会社（以下「SBPS」といいます）が各種規約に基づき提供するサービス（以下「本サービス」といいます）のうちアプリ利用料の精算が必要となる場合において適用されるものとします。なお、アプリ利用料の精算が必要ない加盟店には、本特約は適用されないものとします。

2. 本特約と各種規約に定められた事項が異なる場合は、本特約が優先するものとします。
3. 本特約に記載のない事項及び本特約に定めのない用語の意味については、各種規約の規定が適用されるものとします。

第2条 (用語の定義)

本特約において使用する用語の意味は、別途定義されない限り、以下のとおりとします。

(1) 加盟店	各種規約に基づき SBPS に加盟を申し込み、SBPS が加盟を承諾し、端末等を使用するもののうち、本特約が適用されるものをいいます。
(2) 個別サービス	本サービスを通じてサービス事業者から加盟店に提供されるアプリやその他のサービスをいいます。
(3) サービス事業者	アプリを開発し、本サービスを通じて個別サービスを加盟店に対して提供する者をいいます。
(4) 本サービス契約	契約の名称又は呼称を問わず、加盟店が本サービスの提供を受けるにあたって、加盟店と SBPS との間で締結する本サービスの提供に関する契約のことをいいます。
(5) 個別サービス契約	契約の名称又は呼称を問わず、加盟店が個別サービスの提供を受けるにあたって、サービス提供者の定める利用条件に同意し、サービス提供者と加盟店との間で締結する契約のことをいいます。
(6) 顧客	加盟店のサービスを利用する自然人、法人のことをいいます。
(7) アプリ利用料	個別サービスの利用料をいいます。

第3条 (サービス利用料の収納代行)

SBPS は、加盟店が利用したアプリ利用料をサービス事業者からの委託を受けて、サービス事業者の代わりに収納する権限（以下「収納代行」といいます）があることに同意するものとします。

2. SBPS が収納代行するアプリ利用料の金額は、加盟店とサービス事業者の間で締結される個別サービス契約で定められるものし、金額に関する内容について SBPS は一切の責任を負わないものとし、加盟店はこれに同意するものとします。

第4条 (収納代行等)

前条に基づきアプリ利用料の発生がある場合、SBPS は、加盟店に対し、本サービス契約に関する利用料等（以下「SBPS 債権」といいます）とアプリ利用料の内容を反映した金額を、SBPS 所定の方式で通知するものとします。

2. SBPS と加盟店の間の精算において、SBPS 債権とアプリ利用料の両方が含まれており、加盟店が SBPS から請求される金額の一部を支払った場合、SBPS の債権から充当されることに同意す

るものとし、加盟店は残金を速やかに支払うものとしします。

3. 加盟店が数個の未払いを生じさせた場合において、加盟店が弁済として提供した給付が全ての債務を消滅させるのに足りないときは、弁済期が先に到来したものから充当するものとしします。この場合において、**SBPS** 債権の弁済期とアプリ利用料の弁済期が同一の場合には、**SBPS** 債権から先に充当し、弁済期が同一の **SBPS** 債権への充当が全て完了した後に、アプリ利用料へ充当するものとしします。

第5条 (本特約の改定)

SBPS は、一定の予告期間をもって **SBPS** が所定の方法で加盟店に通知することにより、本特約を変更することができるものとしします。

制定 2022年10月1日